

平成 30 年度就職氷河期世代に対する  
短期・集中的なセミナー事業に係る仕様書

## 第1 総則

### 1 事業名

平成30年度就職氷河期世代に対する短期・集中的なセミナー事業

### 2 本事業の目的

フリーター等の正社員就職については、わかものハローワークにおける担当者制によるきめ細かな職業相談等により対応してきており、フリーター数は減少傾向にあるが、就職氷河期に就職時期を迎えた「団塊ジュニア世代」が40歳代となる中で、35歳を超えてフリーターと同属性の離転職を繰り返す「長期不安定雇用者」は増加傾向にあり、支援強化が急務となっている。

この「長期不安定雇用者」については、キャリアアップ助成金、トライアル雇用助成金等を活用して支援しているが、十分な職業経験が積まれないまま年齢を重ねているケースも多く、非正規雇用労働者の中でも安定的な就職が特に困難な層であることから、「就職氷河期世代等正社員就職実現プラン」により、従来わかものハローワーク等における個別支援に加え、就職氷河期世代に対して短期・集中的なセミナー事業を実施する。

### 3 事業の実施期間等

#### (1) 事業の実施期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

#### (2) 事業実施対象労働局

神奈川労働局（以下「労働局」という。）管内において実施する。

#### (3) その他

契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性があるため、別途協議する。

### 4 委託費に関する考え方

(1) 受託者が、委託費として計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。

(2) 労働局は、精算時に受託者の支出を精査し、不適切と認めた場合、その経費については支出を認めない。

(3) 委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と契約額のいずれか低い額とする。

(4) 経費が契約額を超える額については、受託者の負担とする。

- (5) 受託者は委託費の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。また、委託費は、専用の口座を単独で設け、他の事業とは別に管理すること。
- (6) 一般管理費の算出に当たって、一般管理費率を用いて算出する場合は、10%もしくは、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とすること。
- $$\text{一般管理費率} = (\text{「販売費及び一般管理費」} - \text{「販売費」}) \div \text{「売上原価」} \times 100$$

## 5 公正な取扱い

- (1) 受託者は、本事業実施に当たり、利用者に適切な支援を提供し、正当な理由なく支援の提供を拒んではならない。
- (2) 受託者は、本事業における利用者の取扱いについて、当該事業以外の場で自ら行う事業の利用の有無により区別してはならない。

## 第2 平成30年度就職氷河期世代に対する短期・集中的なセミナー事業の詳細

### 1 事業の概要

自信を失ったり正社員就職をあきらめている長期不安定雇用者や就職氷河期世代が抱える課題等を対象に、民間委託により①経験交流（キャリア・経験や就職活動に係る支援対象者相互の情報交換、相互の心理的サポート）、②キャリア・コンサルティングの実施、③意欲喚起や求職活動に有用な知識等の付与、④親の介護や育児後の復職支援を内容とする「平成30年度就職氷河期世代に対する短期・集中的なセミナー」を実施する。

### 2 支援対象者

35歳以上の正社員（直接、無期かつフルタイムで呼称が正社員である雇用）での就職を希望する求職者（新規学卒者、正規雇用の在職求職者は除く。）のうち、おおむね1年以上、臨時的・短期的な就業を繰り返す、あるいは臨時的・短期的な就業と失業状態を繰り返すなど不安定就労の期間が長い者や、非正規雇用の就業経験が長い、あるいは就職後の就労期間が短い者や、育児等により長期間正社員から離れていた者など、安定した就労の経験が少ない者であって、個別的な就職支援を通じ正社員就職の実現が期待される者については、可能な限り幅広く対象とすること。

### 3 事業の内容等

事業の内容については、次に掲げるそれぞれの事業について実施することとし、事業者の提案を踏まえ、総合評価落札方式により、事業者を決定する。

#### (1) 実施回数

年間を通じて12期を実施する。1期あたり開催日数は5日間とする。

#### (2) 実施定員

1期あたり実施定員は、概ね10名程度とする。

### (3) 実施場所の選定

本事業の実施に当たっては、受託業者が支援対象者の呼び込みに適切と考える場所に拠点を設置するものとする。ただし、設置する場所としては、次の条件を満たすようにすること。

- ① 交通の利便性がよい施設であること。
- ② 定員を収容できる会場であること。
- ③ 冷暖房施設が完備されていること。
- ④ 暴力団関係組織、特定の宗教団体、政治団体が管理・所有する施設その他の公的性質を有する本事業を円滑に実施するに当たって支障となる事情がある施設でないこと。
- ⑤ わかものハローワーク等に近接した場所であること。

### (4) 事業内容

以下の各事業を実施することとする。

事業に要する講師手配（講師謝金及び旅費を含む）、会場確保（会場使用料を含む）、各事業で使用するテキスト、周知用リーフレット及びポスターの作成と広報、その他の事業実施に必要となる業務（費用）を含むものとする。

- ① 経験交流（キャリア・経験や就職活動に係る支援対象者相互の情報交換、心理的サポート）
  - ・「長期にわたりフリーター等として働くことへの不安」、「就職活動に際しての課題・自分の考え方」、「就職活動する中での成功・失敗談」、「離転職を繰り返す原因や自分なりの解決方法」、「正社員就職に向けてこれまで取り組んだこと」、「将来の「親の介護」や「育児後の再就職」等を材料として、参加者同士の相互経験交流
  - ・グループの者同士で、「仕事選びの考え方」、「具体的な就職活動の仕方」、「企業への自己PRの仕方」等についてのお互いに助言を行う「グループワーク」の実施
- ② キャリアコンサルティングの実施
  - ・キャリアコンサルタントによる支援対象者のキャリアの棚卸しやこれまでの就職活動、問題点の洗い出し
  - ・自己の職業適性の捉え方についての理解を促す適職診断（厚生労働省編一般職業適性検査（GATB）等）の実施

なお、支援対象者の特性に鑑み、当該セミナー実施期間外でも支援対象者に対し、支援を引き続き行う必要があることから、受託期間中は必要な体制をとること。
- ③ 意欲喚起や就職活動に有用な知識等の付与
  - ・正社員就職に向けて意欲を喚起させる動機づけセミナーの開催、労働法等就職活動に有用な知識等のガイダンスの実施

- ・模擬面接や履歴書添削に関する助言の実施
- ・介護や育児と復職

なお、わかものハローワーク等の就職活動に資する機関の説明を行うこと。

(5) 事業統括コーディネーターの設置

受託者において、事業全体のコーディネートを行うため、事業統括コーディネーターを設置すること。

(6) 参加者登録・広報・実施体制

① 参加者登録

労働局と連携して支援対象者の呼び込みを行うこと。本事業においては、職業紹介まで行うものではないことから、必要に応じ、わかものハローワーク等への誘導も行うこと。

② 広報

支援対象者はわかものハローワーク等に来所をためらう者であるため、対象者の掘り起しのため効果的な広報を行うこと。なお、受託者が既存のホームページにおいて広報活動を行う際は、経費区分を明確にする観点から、別ページを用意するなど、委託費との区分けを行うこと。

③ 講師及び実施体制

(ア) 講師

本事業を実施するに当たり、その目的を達成するのに十分な実績と能力を兼ね備えた講師として、以下の要件を満たしている者を各期ごとに1名を手配すること。

- ・キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の有資格者又は人事労務管理者経験者であって、各事業の内容・目的を的確に達成できると考えられる者
- ・各期の終了後も支援対象者の相談に的確に対応できる期間を確保できる者

(イ) 実施体制

実施体制は、受託者において(5)に掲げる事業の実施に係る事業統括コーディネーターを設置し、全体を総括するものとする。なお、事業統括コーディネーターが行う業務は以下のとおりとする。

- (a) 事業の企画及び実施に関する事務
- (b) 事業の実施状況の实地確認
- (c) 事業の実施結果の取りまとめ
- (d) 関係行政機関、関係団体等との連絡調整
- (e) その他事業の実施に必要な事務